◎佐藤正幸委員　一般質問でも取り上げたんですけれども、介護保険の改悪によって8 月から始まる補足給付の縮小の問題なんです。全国で100万人というふうに言われております利川者の方が、県内の特養ホームの方からお聞きすると、ある特養ホームでは入居者の8割の人が補足給付の対象になっているというふうにお聞きしてきました。石川県ではどれぐらい今補足給付というものを利川されているのか、もし数がわかれば教えていただければと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　県内における補足給付の実績でございますが、食費に係る負担軽減分で申し上げますと、平成27年1月サービス提供分のデータでございますが、特別養護老人ホーム等の対象行、全体の利用者約1万5,700人のうち約9,900人、人所者の約6割が負担軽減を受けておられます。なお、特別養護老人ホームだけに限りますと利用者約6，700人のうち約5，300人、人所者の約8割が食費の負担軽減を受けていると、そういう実情がございます。

◎佐藤正幸委員　そうすると、1万人とか5，300人の方々がこの対象になっていて、この方々がこのままでいきますと負担増になる方も恐らくかなり出てくるんでしょう。退去せざるを得なくなったり、ショートステイの利用も控えるということなんかも懸念されると思います。

既に部長からの答弁もあったように、この補足給付の縮小によって預貯金の額の申請が必要になってきて、そうするとそのコピーを添付するということも必要になってくる。ここまでする必要があるのかなとかプライバシーの侵害になりはしないかなとか、役所の対応が威圧的にはならないのか、いろいろ危惧もされていると私は思います。そういう点では県としても影響をしつかり実情をつかんでもらって、窓口での丁寧な対応とか独自の軽減策とか市町としての軽減策、県が支援すると、そんなこともぜひ求めておきたいなというふうに思います。

それで、同じく一般質問で取り上げた介護報酬の改定による介護事業所の経営悪化、先ほど質疑もありましたが、福村さんの後押しもあったんですからぜひ国にきちんと物言ってほしいですし、自民党さんのほうも国会議員にちゃんと選出の国会議員のほうに言ってほしいと私は思うんですけれども、ただそればかりではだめですので、県としてどう対応するのかというのが問われると思います。

それで、県の策定した介護・福祉人材の基本計画の中に質の向上ということで介護職員の方のキャリア段位制度の積極的活用と、こんな表現もあります。お聞きすると、東京なんかではこのキャリア段位制度というのを活用して、いわゆる質の高い職員の段位を持つ職員の方に、持つ事業所に加算をして経営を支援するといいますか、そういう制度があるというふうにお聞きしました。県としてもそういう加算制度を検討して事業所の経営支援をしてはどうかと私は思うんですけれども、その辺の見解はいかがでしようか。

◎高本和彦健康福祉部長　御指摘がございました国のキャリア段位制度については、介護サービス分野における新しい職業能力を評価する仕組みでございまして、企業や事業所ごとにばらばらではない共通の物差しにより知識や実践スキルなど職業能力を評価する仕組み、レベル認定するものであるというふうに承知しております。

本県においては、ことし3月に石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画を策定しておりまして、職員の資質向上のため、介護・福祉職員向け研修を強化していくことといたしております。福祉総合研修センター等が実施する研修体系の抜本的な見直しのほか、介護に関する知識や技能を競い合います介護技能グランプリも今年度開催することにいたしております。今後、こういった職員の資質の向上とキャリア形成のあり方という枠組みの中でキャリア段位制度についてもさまざま検討してまいりたいと考えております。

◎佐藤正幸委員　そういう質の高いところにぜひ加算もして、支援をしてもらうというふうにしてほしいと思うんですけど。

次に、介護報酬の改定に加えて特定事業所集中減算というものがあって、これが介護事業者の経営の圧迫になっているという話もお聞きしました。私もよくわからないところもあるので、この特定事業所集中減算というものがなぜ導人されたのか、その狙い、またこれが減額されたというふうに聞くんですけど、なぜ減額されたのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　居宅介護支援事業所、ケアマネージャー事業所のことでございますが、同事業所の特定事業所集中加算についてはケアマネージメントの公平、中立性と質を担保する観点から導入されておりまして、ケアプランについて地域で介護サービス事業者が少ないといった正当な理由がないにもかかわらず、特定の事業所に偏りがある場合にケアプラン作成に係る介護報酬が6カ月間減算される制度です。

今般の介護報酬改定では公平、中立性をさらに推進するために、適用要件の明確化を図りつつ減算の適用割合を90％から80％に引き下げるとともに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与に限定されておりました対象サービスの範囲については限定を外したものとお聞きしております。

◎佐藤正幸委員　恐らくサービスの事業間で競争して不公平感をなくすということでやるようなものなのかもしれませんけれども、ただこれが結局さっきあったように介護報酬が下がり、そして集中減算ということでまた経営が圧迫されていると、こういう実情が現状としてあるゎけですので、滅算の対象外になっている場合もあるのではないかというふうに、聞いておりますので、それは減算の対象になっているのか、どんな基準なのか、県としてそれは独自にそういう減算の対象外にしているそういう基準があるのかどうか、最後お尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　特定事業所集中減算の対象外として認められる国の正当な理由でございますが、例えば地域に訪問介護サービス等が5事業所未満である場合など、サービス事業所が少数である場合、1カ月当たりの平均ケアプラン作成件数が20件以下である場合など、事業所が小規模である場合、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合などが該当になります。

このほか、都道府県知事が正当な理由があると認めた場合も対象外となりますが、この知事が認める場合の判断については国の基準に準拠しながら個別の事例ごとに対応していくこととなっております。

◎佐藤正幸委員　個別の事例に対応してぜひ必要な対象外の減算も減算対象外にしてもらって、本当にこのままいきますとせつかく今事業所がふえてきているにもかかゎらず基盤が崩されかねない事態になってきているというふうに私は思いますので、そういう意味で本当に県として実情をしっかり把握していただいて必要な支援をお願いしておきたいと思います。

以上です。